

## 柏原市文化財保護審議会運営要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、柏原市文化財保護条例施行規則（平成18年教育委員会規則第13号）第30条の規定に基づき、柏原市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (所管事項)

第2条 審議会は、次の各号に定める事項について調査、審議し、教育委員会に答申、建議するものとする。

- (1) 柏原市文化財保護条例（平成18年条例第55号）（以下「条例」という。）に規定する市指定有形文化財、市指定無形文化財、市指定有形民俗文化財、市指定無形民俗文化財及び市指定史跡名勝天然記念物の指定並びに指定の解除に関する事。
- (2) 条例第43条に規定する埋蔵文化財に関する責務に関する事。
- (3) 条例第45条に規定する教育委員会の調査に関する事。
- (4) 条例第46条に規定する標識等の設置に関する事。
- (5) その他、文化財の保存及び活用に関する重要事項に関する事。

### (会 議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、原則として、1か年度に2回開催する。ただし、会議において必要と認めるときは、臨時に開催し、又は開催しないことができる。

- 2 委員の過半数から理由を付した書面をもって会議の開催について請求があったときは、会長は、請求のあった日の翌日から起算して20日以内に会議を開催しなければならない。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において会議を公開しないと決めたときは、非公開とすることができる。

### (会議録)

第4条 会議の会議録（以下「会議録」という。）は、遅滞なく作成し公表するものとする。この場合において、発言要旨を記録する方法によって作成しても差し支えない。

- 2 会議録の公表は、印刷物の発行、柏原市の公式ホームページへの掲載、柏原市の定期刊行物への掲載等、適切な方法によるものとし、事務局において決定のうえ処理するものとする。ただし、当該会議において決定されたときは、その方法による。
- 3 会議録は、公表に先立ち、内容確認のため、当該会議で会議録署名委員に指名された委員に供覧し、署名を受けるものとする。

4 前項の供覧に際し、会議録署名委員から会議録の内容に関して疑義が提示された場合は、事務局と協議のうえ、修正等適切な措置をとるものとする。

5 会議を非公開と決めた場合の議事録は、第1項の規定にかかわらず、当該会議の開催日時、開催場所、議題及び秘密会と決定された理由を除いて、公表しない。ただし、当該会議で公開することが差し支えないと認められた事項については、この限りではない。

(市民協働)

第5条 審議会は、柏原市まちづくり基本条例（平成18年柏原市条例第53号）の市民協働の趣旨を尊重するよう、努めるものとする。

(関係者等の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、第3条の会議に関係者、参考人等の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 審議会の委員は、その職務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。